

あきた元気創造でんき  
「あきたEネ！オプション水力 100%」  
(県外企業誘致促進枠)  
募 集 要 項

令和8年3月2日

秋 田 県  
東 北 電 力 株 式 会 社



## 「あきたEネ！オプション水力100%」（県外企業誘致促進枠）募集要項

秋田県と東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）は、平成30年4月より、双方の協力のもと電力供給ブランド「あきたEネ！」を創設し、新規立地企業等や県内中小企業等の方々に対し、東北電力の標準的な電気料金から減額した価格（以下「割引プラン」という。）で電力を供給しています。

また、秋田県と東北電力は、割引プランに加え、秋田県が運営する水力発電所で発電された電力を活用し、電気の使用に伴う二酸化炭素（以下「CO<sub>2</sub>」という。）の排出量がゼロとなる環境価値を付帯したメニューとして、県内の事業所を供給対象箇所とする「あきたEネ！オプション水力100%」および県外の事業所を供給対象箇所とする「あきたEネ！オプション水力100%」（県外企業誘致促進枠）を設定し提供しています。

「あきたEネ！オプション水力100%」（県外企業誘致促進枠）は、令和8年3月までの適用期間で試行的に提供していますが、引き続き企業価値の向上と県内への企業誘致の促進を目的に、令和8年4月以降も継続することとしました。

「あきたEネ！オプション水力100%」（県外企業誘致促進枠）の適用を希望される企業等にあつては、本募集要項（以下「要項」という。）にもとづき、申込みを行ってください。

### 1 「あきたEネ！オプション水力100%」（県外企業誘致促進枠）の特徴

秋田県と東北電力とは、秋田県が運営する水力発電所に電源を特定して、一定の要件を満たした企業等に対して電力を供給することにより、電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量をゼロにすることができ、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）にもとづく報告等に活用いただけます。

### 2 定義

次の言葉は、この要項においてそれぞれ次の意味で使用します。

#### (1) 申込者

「あきたEネ！オプション水力100%」（県外企業誘致促進枠）の適用を希望し、この要項にもとづき申込みする企業等をいいます。

#### (2) 供給対象箇所

「あきたEネ！オプション水力100%」（県外企業誘致促進枠）の適用を希望する場所であつて、東北電力と単独で電力需給契約を締結している、または締結予定の需要場所をいいます。

#### (3) 供給可能量

「あきたEネ！オプション水力100%」（県外企業誘致促進枠）による供給電力量の上限値（5,000万キロワット時）をいいます。

### 3 「あきたEネ！オプション水力100%」（県外企業誘致促進枠）の適用内容

「あきたEネ！オプション水力100%」（県外企業誘致促進枠）の適用内容は、東北電力の「電気標準約款 [高圧]」または「電気標準約款 [特別高圧]」ならびに「電気供給実施要綱 (高圧)」または「電気供給実施要綱 (特別高圧)」(以下「標準約款等」という。)にもとづき

締結している、または新たに締結する電力需給契約によるものとし、電源構成および電力量料金単価は次のとおりとします。

(1) 電源構成

電源構成は、原則として秋田県が東北電力に売電する対象の県営水力発電所で発電された電気とします。ただし、計画外の発電所停止等により供給量が不足した場合等は、東北電力が相対契約で調達するまたは東北電力が保有する秋田県内の水力発電所で発電された電気で構成することがあります。

(2) 提供区分

提供区分は、次のとおりとし、原則として①の秋田県産再エネ電気を適用します。ただし、申込者が②の発電所・エリア特定再エネ電気の適用を希望される場合には、あらかじめ東北電力に申し出ていただくこととし、特定する発電所・エリア等について申込者と東北電力との協議によって定めます。

① 秋田県産再エネ電気

秋田県が東北電力に売電する対象の県営水力発電所で発電された電気をいいます。

② 発電所・エリア特定再エネ電気

秋田県が東北電力に売電する対象の県営水力発電所の中から特定の発電所またはエリアで発電された電気をいいます。

(3) 電力量料金単価

電力量料金単価は、標準約款等または電力需給契約書で定める電力量料金単価に、提供区分毎に定める次の加算単価を加えた単価とします。

提供区分	加算単価（1キロワット時あたり）
① 秋田県産再エネ電気	1. 10円（税込み）
② 発電所・エリア特定再エネ電気	1. 54円（税込み）

(4) 適用期間

「あきたEネ！オプション水力 100%」（県外企業誘致促進枠）による料金の適用期間（以下「適用期間」という。）は、「あきたEネ！オプション水力 100%」（県外企業誘致促進枠）による料金の適用が開始された日（以下「適用開始日」という。）から、原則として令和11年3月の料金にかかわる計量期間等の終期までとします。

なお、適用開始日は、原則として東北電力が申込書類を不備なく受領した直後の計量期間等の始期とし、申込者と東北電力との協議によって定めます。

(5) 適用期間中の解約の取扱い

秋田県または東北電力が、異常渇水、非常変災等やむをえない理由により「あきたEネ！オプション水力 100%」（県外企業誘致促進枠）による電力の供給の継続が困難となった場合は、「あきたEネ！オプション水力 100%」（県外企業誘致促進枠）による契約を解約させていただくことがあります。

(6) その他

① 適用期間終了後に適用する電力量料金単価は、その時点における電力需給契約によるものとします。

② 適用内容に定めのない事項については、標準約款等によるものとします。

#### 4 供給要件

「あきたEネ！オプション水力 100%」（県外企業誘致促進枠）は、原則として次の要件を満たす申込者および供給対象箇所を対象とします。

(1) 申込者は、次の要件をすべて満たすこと。

- ① 秋田県内に事業所を置く企業等であること。
- ② 秋田県内で「あきたEネ！オプション水力 100%」の適用を受けていること。
- ③ 申込者は、供給対象箇所において、標準約款等による東北電力から電力の全量の供給を受けている、または受ける予定であること。なお、供給対象箇所における東北電力との電力需給契約の名義は、原則として申込者と一致していること。

(2) 供給対象箇所は、次の要件をすべて満たすこと。

- ① 受電電圧が高圧または特別高圧であること。
- ② 秋田県内で「あきたEネ！オプション水力 100%」の適用を受けている事業所と製品の製造工程で一体であるなど、秋田県内の事業所と密接な関係を有する県外の事業所であること。
- ③ 電力需給契約に基づく年間の使用電力量が、次であること。

- ・工場 1,000万キロワット時以下
- ・その他（研究所等） 50万キロワット時以下

(3) 申込者は、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 県税に係る徴収金を滞納している者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号および同条第6号の規定による暴力団または暴力団員が経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業またはこれに準ずる者

#### 5 申込手続

申込手続は次のとおりです。

(1) 申込方法

この要項による適用を希望される場合は、「8 問い合わせ先」に問い合わせのうえ、別途東北電力が送付する申込書類により、申込みを行ってください。

(2) 申込期間

令和8年3月2日（月）より令和10年9月29日（金）までの間、先着順を原則として、随時受け付けます。ただし、供給可能量に達し次第、受付を終了します。

#### 6 受付・審査等

(1) 受付

東北電力は、申込期間中、土日・祝日等（12月29日からその翌年の1月3日までを含む。）を除き、申込みを受け付けます。

(2) 審査

申込受付後、東北電力において申込内容の審査を行い、供給可能量の範囲内で「あきたEネ！オプション水力 100%」（県外企業誘致促進枠）を適用する事業者を決定します。

(3) 電力需給契約の変更

「(2) 審査」の結果、「適用」となった場合は、東北電力は申込者に対し、電力需給契約

の内容について書面にてお知らせし、これにより変更後の契約が成立します。ただし、申込者が需給契約書による契約締結を希望される場合は、需給契約書を取り交わした日に契約が成立します。

なお、東北電力は、申込者からの申込内容および審査結果について、秋田県産業労働部公営企業課に情報提供を行います。

## 7 その他留意事項

### (1) 申込書類の取扱い

- ・ 秋田県は、必要に応じて、申込書類に記載された情報について、関係機関に照会することができるものとします。
- ・ 東北電力は、申込書類に記載された情報について、「あきたEネ！オプション水力100%」（県外企業誘致促進枠）の契約のために利用することができるものとします。

### (2) 「あきたEネ！オプション水力100%」（県外企業誘致促進枠）の適用を受ける企業等に対する調査およびPRの実施

秋田県は、「あきたEネ！オプション水力100%」（県外企業誘致促進枠）の適用を受ける企業等に対し、企業活動等を支援する目的で各種調査およびPRを実施することがありますので、その際にご協力をお願いします。

### (3) 適用の解除等

申込書類に虚偽の記載、申込みに不正の行為等があったと認められる場合や、供給要件に反すると認められる場合等は「あきたEネ！オプション水力100%」（県外企業誘致促進枠）の適用を解除します。

### (4) 排出係数の扱い等

「あきたEネ！オプション水力100%」（県外企業誘致促進枠）による供給については、秋田県が運営する水力発電所で発電された電源に限定されるため、電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出係数はゼロになります。

## 8 問い合わせ先

東北電力株式会社 秋田支店販売本部 法人営業グループ

「あきたEネ！オプション水力100%」受付係

9：00～17：00（土日・祝日、12月29日からその翌年の1月3日までを除く。）

〒010-0951 秋田県秋田市山王五丁目15番6号

電話：018-866-9617

FAX：018-865-1213